

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
B

1. 保障

(1) Aの身体障害者に対する郵便等による不在者投票を一律に認める現行法(以下、本件法)は、Aの選挙権行使を制限し、違憲。なぜなら、選挙権は、憲法15条により、成年である国民に保障される。そして、選挙権は、その行使の機会を保障されているから、国民が国政に関与するに必要で、選挙権を保障し、拒否を没却する。したがって、選挙権の行使は憲法15条上の保障を受ける。①

(2) 以上、身体障害者であるAも、憲法15条により、選挙権の行使が保障される。

2. 制約

(1) ~~体幹~~ 体幹、障害による歩行が困難で、身体障害者手帳(2級)を有するAは、公職選挙法施行令(以下、本件施行令)5条2第1号の規定に基づき、当選者、本件法の郵便等による不在者投票を認められない。

(2) もっとも、Aは100cm以上の身長で歩行が困難であり、唯一の介助者である母親と、急勾配の坂道で選挙用椅子を押さなければならないという困難がある。そのため、Aは、A自身、急勾配の坂道ではA自身で選挙用椅子を操作することも困難である。そして、Aは当日に設置される投票所において期日前投票所に行くことが、事実上不可能である。

(3) したがって、本件施行令5条2第1号該当するAは、本件法による不在者投票を認められない結果、選挙権の行使が制限される。

3. 判断の組み立て

(1) 本件では、Aの身体障害者であるAは、本件施行令5条2第1号に該当するため、事実上選挙権の行使が制限される。不在者投票を認められないため、選挙権の行使が制限されるという問題となる。

(2) 以上、本件法は、外国に居住する日本人の選挙権を憲法に定める通りに規定している。衆議院議員選挙において、選挙権の行使の機会が与えられるが、選挙権の行使が制限されるという問題となる。在外日本人選挙権事件の判断の共通性、類推性から認められる。したがって、本件法は違憲。

③

4/ページ
裏面へ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

5	1. Aの如き身障者に対して郵便等による不在者投票を一律に認めない現行法は、選挙権行使の違憲な制限に当たるといえる。この制限は違憲といえるのは、Aの如き身障者の選挙権が保障されるべき必要があるから、選挙権は、国民主権を有する国民が国政に関与する上で、重要な権利である。したがって、選挙権は、成年である全ての国民に保障される。(憲法15条より) したがって、選挙権は、その行使の機会が保障されるものから、国民が国政に関与するべきであり、選挙権が保障される趣旨に反する。したがって、選挙権の行使と同様に、憲法15条より、全ての国民に保障される。(以下、特例法施行法)
	2. したがって、Aの如き身障者に対して郵便等による不在者投票を一律に認めない現行法(以下、特例法施行法)は、公職選挙法施行令第2条第1号に規定する者以外、身障者に対して郵便等による不在者投票を一律に認めないから、同号に規定する者
10	
15	
20	
25	

3 ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

44ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。